三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平	杉並区上高井戸三丁目（高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部）、高井戸、永福、幡ヶ谷、世田谷区砧公園（高速自動車国道第一東海自動車道との接続部）、用賀、三軒茶屋
市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、舞浜、葛西	さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町、杉並区上高井戸三丁目（高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部）、高井戸、永福、幡ヶ谷、世田谷区砧公園（高速自動車国道第一東海自動車道との接続部）、用賀、三軒茶屋

② 割引額

普通車100円、大型車200円とする。

③ 実施する期間

平成24年１月１日から平成26年３月31日までの間とする。

(ヲ) 会社間乗継割引については、次のとおりとする。

① 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、下の表Ａ及び表Ｂ中欄の接続地点を経由し、東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社が管理する同表左欄の路線及び当社が管理する同表右欄の路線（同欄に掲げる路線の括弧内の出入口を利用した場合に限る。）の組合せで通行するＥＴＣ車とする。

表Ａ

路線	接続地点	路線
高速自動車国道第一東海自動車道	世田谷区砧公園	都道首都高速３号線（池尻）
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	戸田市美女木六丁目	都道首都高速５号線（板橋本町）
高速自動車国道常磐自動車道、高速自動車国道東関東自動車道水戸線	三郷市番匠免二丁目	埼玉県道高速足立三郷線（八潮南）
一般国道14号（京葉道路）	江戸川区谷河内二丁目	都道首都高速７号線（錦糸町）
高速自動車国道東関東自動車道水戸線	市川市高谷	千葉県道高速湾岸線（浦安）
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線、高速自動車国道常磐自動車道	川口市大字西新井宿	埼玉県道高速葛飾川口線（新郷）
一般国道466号（第三京浜道路）、一般国道１号（横浜新道）	横浜市神奈川区三ツ沢西町	神奈川県道高速横浜羽田空港線（東神奈川、子安、みなとみらい）
一般国道16号（横浜横須賀道路）	横浜市保土ヶ谷区狩場町	横浜市道高速２号線（阪東橋）
一般国道16号（横浜横須賀道路）	横浜市金沢区並木三丁目	神奈川県道高速湾岸線（杉田）

表Ｂ

路線	接続地点	路線
高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	杉並区上高井戸三丁目	都道首都高速４号線（永福）
一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）	川崎市川崎区浮島町	都道高速湾岸線（湾岸環八、空港中央）、神奈川県道高速湾岸線（東扇島）、川崎市道高速縦貫線（殿町、大師）

② 割引額

表Ａについては、普通車100円、大型車200円とする。

表Ｂについては、普通車200円、大型車400円とする。

③ 実施する期間

平成24年１月１日から平成26年３月31日までの間とする。

(チ) 放射道路端末区間割引については、次のとおりとする。

① 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ＥＴＣ車とする。

② 割引額等

イ　下表Ａ左欄に掲げる出入口等から同表中欄に定める料金距離の出入口等の組合せで通行した場合、同表右欄の割引額を適用する。

表Ａ

出入口等	料金距離	割引額	
		普通車	大型車
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と埼玉県道高速板橋戸田線の接続部、戸田南、高島平、高速自動車国道東関東自動車道水戸線又は高速自動車国道常磐自動車道と埼玉県道高速足立三郷線との接続部、三郷、八潮、八潮南、加賀、鹿浜橋、高速自動車国道東関東自動車道水戸線と千葉県道高速湾岸線との接続部、千鳥町	18.0㎞超 30.0㎞以下	100円	200円
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び高速自動車国道常磐自動車道と埼玉県道高速葛飾川口線との接続部、新井宿、安行、新郷	24.0㎞超 30.0㎞以下	200円	400円
	18.0㎞超 24.0㎞以下 又は30.0㎞超 36.0㎞以下	100円	200円